

「市長の給料の額の特例に関する条例の制定」を可決

「市長の給料の額の特例に関する条例の制定に対する附帯決議」、 「市議会の議員の定数を定める条例の一部改正」を可決

市長の給料の額の特例に 関する条例の制定を可決

新型コロナウイルス感染症への対策を着実に進め、市民の生命と暮らしを守るため、市長の給料を減額することに伴い、条例を制定するものです。

条例の主な内容については、市長の給料の減額の特例についての規定です。減額する期間は、令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間とし、減額する率は、100分の50とするものです。附則については、この条例の施行期日を令和4年1月1日からとするものです。

討論

【賛成多数で原案可決】

この議案を取り下げ、4年間50%給料削減でもう一度出し直すことを期待し反対(無所属)

まず、そもそも論ですが、私は質疑でもお話をしました。私が、自分を安売りするような

選挙公約には反対です。

今回のこの条例の1年間の減額は、有権者をだました単なるパフォーマンスに過ぎません。新市長の意気込みが、みじんも感じられません。

今議会、各議員からの選挙公約についての質問で市長の答弁を皆さんは聞きました。反省やら修正ばかりしていま

した。そんないいかげんな内容のチラシで当選して、そしてここにきて給料50%削減は有権者が思っていた4年間ではなく、たった1年間。選挙のやり直しをするレベルだと思います。

今回のこの条例の内容では、新市長のただのパフォーマンスにしか感じられないため、この議案を取り下げて、もう一度3月議会に4年間の50%

給料の削減という内容で出し直して、新市長のパフォーマンスではない、本気で市民に向き合う姿勢を見せていただくことに期待をしまして、本議案には強く反対をします。

判断基準が明確に示され、議会の意見を聞き、要否を決定することから賛成(前進かすかべ、未来の会)

今回の条例制定の減額する理由については、『新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、多くの市民の暮らしや経済状況等に深刻な影響を与えている中、市長として

「市民の生命と暮らしを守る」という最大の使命をしっかりと果たすための姿勢を示す」とのことであり、市長の市民生活に目を向けた姿勢には、一定の評価をするものです。

減額期間について市長は、新型コロナウイルスの収束までとし、1年後の状況で判断し、延長もあり得ると答弁しています。

また、減額期間の延長の3つの判断基準が示され、基準が満たされたかの判断は、議会に意見を伺うとのことでした。このような判断基準が明確にされたこと、議会に意見を伺った上で延長の要否を決定することが示されたことから、本条例案は適正と考えます。

今後は、市長を先頭に新型コロナウイルス対策に全力で取り組み、1日も早く市民の日常が戻ることを切望して賛成します。

退職金を含め、市長の給料を総合的に検討することを提案し賛成(日本共産党)

公約は、市民への約束を守るべきものです。全力でコロナ対策に取り組んだ1年後に収束していなければ、議会と相談し、延長の判断をするという姿勢も示されたことから、議案には賛成します。

しかし、本来、コロナ対策の費用は市長の給料を削って生み出すものではなく、必要な予算をしっかりと確保すべきです。

市民の生命と暮らしを守るためという市長の決意を今後一層はつきり示していくために、必要な対策は国にも県にも要望し、実効ある市としての対策を切に望みます。

市長給料50%カットを支持した市民の中には「市長の給料が高すぎる」と感じている方が少なくありません。さらに、4年間で2千万円弱の退職金も「高すぎる」という批判があります。こうした市民感情を勘案し、この機会に退職金を含め市長の給料を総合的に検討することを提案し、賛成します。

的に検討することを提案し、賛成します。

議会の同意を得た場合に給料を元に戻すという条件を申し上げ賛成(新政の会)

市長は選挙において、給料の50%減額を公約で示しました。市民の多くは、任期中の4年間減額すると理解していたと解しますが、上程されたのは1年間の期限がつくものでした。これはまさに選挙対策のポピュリズムそのもので、到底受け入れられるものではありません。併せて、コロナ収束の判断指標として3点を挙げていますが、明確な判断をするには曖昧で、誰もが明白に理解することができません。選挙公報にも50%カットとしか表記せずに市民に訴求しましたが、本来求められるのは任期の4年間削減、それが公約です。リーダーとして、市民との約束を守ることが当たり前前の誠意だと考えます。本議会では、市長が挙げられた3つの指標が社会的に認め得る状況になったかどうか期限の到来前に、再度議会にその同意を求める議案を提出していたら、議会の同意を得た場合に給料を元に戻すという条件を付し、賛成します。

議員提出議案

市長の給料の額の特例に関する条例の制定に対する附帯決議を可決

春日部市長の給料の額の特例に関する条例の制定については、今定例会において、さまざまな疑義が生じ、質疑者が多数となりました。特に多くの議員が質疑した事項が給料削減期間です。市長は選挙公報等の紙面では給料削減期間を記さず、答弁では口頭で説明したと述べるのみであり、市民に対して説明責任が十分に果たされていないと考えます。質疑の中で削減期間の延長の意思があると答弁をされた3つの基準が示されました。その判断基準は口頭で示されただけであり、条例に記されていません。よって、以下の項目を市長、議会双方の合議の上で、給料減額の延長を判断されるよう求めるものです。

- 1 市長自ら削減期間の説明を紙媒体等で全市民にお知らせすること。
- 2 withコロナの生活様式が構築されていること。
- 3 市内の医療提供体制が円滑に運営されていること。
- 4 市内経済が安定した状況

にあること。
5 上記2、3、4の状況を確認の上、議会の同意をもって給料減額の延長の判断とすること。

【賛成多数で原案可決】

討論

市長と市議会の「信用と信頼」を象徴し、大変重要な議案であることから賛成前進かすかへ。未来の会

今回の議案第90号を政策として広く賛同いただくために、決定的に不足しているのは、市長給与の減額期間の延長に関する基準であります。

本議案は、市長と市議会での合意事項を議会内答弁だけにとどめることなく、明文化する議案です。言い換えれば、市長と市議会との間の約束事であり、二元代表制の下、行われる行政運営は、法に基づくことは当然ですが、その大前提として、人間の性の基本である「信用と信頼」を基本とすべきです。

この附帯決議には5つの条件が記載され、市長給与の減額延長に関しては、市長の独断・専断ではなく、市議会とともに考え、判断するという協調の姿勢を求めています。市長と市議会の「信用と信頼」

を象徴する本議案は、今後の市政運営は「建設的協創関係」で行われることも意味しており、今後の春日部市発展のために大変重要な議案であることから賛成します。

市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を可決

春日部市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、議員の定数は、平成22

年5月より36人から32人に削減しましたが、その後も議会改革検討特別委員会において、改選時期を迎えることに、継続的に議論を重ねてきました。

議員は、市民の意見を市政に反映させるため、議会で十分な議論を行うことが使命です。特別委員会における協議の中では、議員定数を過度に減らすと、民意を拾いづらくなるといふ意見もありましたが、全国の同規模自治体等との比較などを基に、総合的に検討した結果、議会改革の一環として、次期改選後の議員定数を2人削減し、30人とする結論に至ったことから、市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正するものです。

条例の改正内容については、本則中、「32人」を「30人」

に改めるものです。附則については、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものです。

【賛成多数で原案可決】

討論

市民の意見を反映し、十分な監視機能を発揮するために、議員を減らすべきではなく反対（日本共産党）

春日部市は、人口に対する議員数が県内でも少ないほうです。新型コロナウイルスなど困難な状況にあるときだからこそ、市民の声をよく聞いた上で、十分な議論が必要です。

議員の役割として重要なのが、行政に対する監視機能です。行政は多岐にわたり複雑で、全てにわたって監視機能を果たすことは現状でも容易ではありません。議員が削減されると、ますます監視機能が低下してしまいます。

議員定数削減の目的に経費の削減を挙げる人もいますが、議員報酬は、議会制民主主義にとって必要な経費で、決して無駄な経費ではありません。議員を減らしても削減できる費用はごくわずかで、議員を減らすことによるデメリットの方がはるかに大きいのです。

市民の多様な意見を議会に反映し、十分な監視機能を発揮するために、議員を減らすべきではなく、反対します。

請願者の意思も尊重しつつ、慎重に検討を進めてきたため賛成（前進かすかへ。未来の会）

この条例改正は、議員定数を32名から2名減の30名とするものです。議員定数については、春日部市議会基本条例の第16条に、「不断の見直し」を行うことを定めています。

これまでの経緯として、令和3年3月定例会では、市民から定数削減の請願が提出され、継続審査となり、令和3年6月定例会において審査の結果、不採択となりました。

この間、市議会として、議員定数の在り方について、請願者の意思も尊重しつつ、さまざまな角度から意見が寄せられ、慎重に検討を進めてきたものと認識しています。

議員定数の減により、一層民意の把握が重要となりますが、議会基本条例の前文にある決意を忘れずに、削減された後も市民福祉の向上と市の発展に寄与することができるよう、今後も一人一人の議員が積極的に取り組んでいくべきであると考え、賛成します。

12月定例会 審議結果

市長提出議案

(○:賛成 ×:反対)

議案番号	議 案 名 () は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	前 進 か す か べ 未 来 の 会	公 明 党	日 本 共 産 党	無 所 属
議案第 71 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 72 号	会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 73 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 74 号	職員の給与に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 75 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 76 号	特別職の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (総務)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 77 号	手数料条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 78 号	国民健康保険条例の一部改正 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 79 号	国民健康保険税条例の一部改正 (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 80 号	屋外広告物条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 81 号	開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正 (建設)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 82 号	令和 3 年度一般会計補正予算 (第 8 号) (各委員会)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 83 号	令和 3 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 84 号	令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 85 号	令和 3 年度介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 86 号	令和 3 年度市立看護専門学校特別会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 87 号	令和 3 年度水道事業会計補正予算 (第 2 号) (建設)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 88 号	令和 3 年度病院事業会計補正予算 (第 2 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 89 号	令和 3 年度下水道事業会計補正予算 (第 1 号) (建設)	原案可決	○	○	○	×	○
議案第 90 号	市長の給料の額の特例に関する条例の制定 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	○ ¹ × ²
議案第 91 号	監査委員の選任につき同意を求める [渡邊 市二 氏] (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○
議案第 92 号	公平委員会委員の選任につき同意を求める [坂口 護 氏] (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○
議案第 93 号	教育委員会委員の任命につき同意を求める [水沼 章文 氏] (付託省略)	同 意	○	○	○	○	○
議案第 94 号	令和 3 年度一般会計補正予算 (第 9 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○
議案第 95 号	令和 3 年度一般会計補正予算 (第 10 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○

議員提出議案

(○:賛成 ×:反対)

議案番号	議 案 名 () は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	前 進 か す か べ 未 来 の 会	公 明 党	日 本 共 産 党	無 所 属
議第 19 号議案	議案第 90 号「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の制定について」に対する附帯決議 (付託省略)	原案可決	○	○	○	○	×
議第 20 号議案	市議会の議員の定数を定める条例の一部改正 (付託省略)	原案可決	○	○	○	×	○
議第 21 号議案	政党助成制度の廃止を求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	×
議第 22 号議案	石炭火力発電所の廃止を求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	×
議第 23 号議案	辺野古新基地建設における「設計変更申請」に対する沖縄県知事の不承認を尊重し、全ての建設工事の中止を求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	×
議第 24 号議案	75歳以上の医療費窓口負担 2 割化の撤回を求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	○ ¹ × ²
議第 25 号議案	憲法 9 条を擁護することを求める意見書 (付託省略)	否 決	×	×	×	○	×

第 1 回 (1 月) 臨時会 審議結果

令和 4 年第 1 回 (1 月) 臨時会が 1 月 6 日 (木) に開催されました。

市長提出議案

(○:賛成 ×:反対)

議案番号	議 案 名 () は付託委員会名	審議結果	新 政 の 会	前 進 か す か べ 未 来 の 会	公 明 党	日 本 共 産 党	無 所 属
議案第 1 号	令和 3 年度一般会計補正予算 (第 11 号) (厚生福祉)	原案可決	○	○	○	○	○